

変更方針

1 事業名

生見尾踏切こ線人道橋整備事業（新設）

2 趣旨

平成28年3月31日付 道企第1892号、平成29年1月5日付 道企第951号、令和元年5月31日付 道建第925号、令和3年3月8日付 道建第4763号にて決裁済みの生見尾踏切こ線人道橋整備事業（新設）について、事業内容等を変更します。

併せて、東日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR 東日本」という。）と生見尾踏切廃止及び新たなこ線人道橋整備に関する基本協定を締結します。

また、JR 東日本と総事業費等について、基本協定書に基づく覚書を締結します。

3 経緯

本市では、平成25年8月に発生した死亡事故を受け、生見尾踏切を廃止し、新たなこ線人道橋の整備を進める方針（平成28年3月31日付 道企第1892号）としていましたが、利便性の低下や商店街への影響、地域分断、津波等の災害発生時の避難への懸念などから、地域住民の理解が十分に得られず、事業の実現に至っていません。その後も平成28年12月、令和4年11月、令和6年4月及び9月と死亡事故が発生するなど、依然として重大事故が発生するリスクが高い状況にあります。

4 変更理由

平成25年8月の事故以降、地元自治会・商店街や踏切を通行されている方に対して60回以上の説明会や意見交換会を実施し、のべ900名以上の方々に参加していただいております。その結果、踏切廃止にご懸念やご心配に思うご意見がある一方で、踏切廃止に理解を示すご意見も多く寄せられており、本事業に関する地域や利用者の皆様の理解は着実に広がっています。

また、既設のこ線人道橋中央部階段のスロープ化が令和8年11月に完了する予定で、バリアフリールートが確保される見込みが立ちました。

さらに、踏切閉鎖及び新たなこ線人道橋整備に係る費用負担について、JR 東日本と協議が整いました。

以上のことから、事業実施に向けた条件整備が図られる見通しが立ったものと判断したため、事業内容を見直し、方針を変更します。

5 決定事項

- (1) 生見尾踏切を令和8年12月7日午前1時（6日終電後）に廃止し、代替施設として新たなこ線人道橋を整備します。
- (2) 踏切廃止及び新たなこ線人道橋整備の工事にあたり、JR 東日本と基本協定書及び覚書を締結します。
- (3) 踏切廃止及び新たなこ線人道橋整備に合わせて道路区域を変更します。

6 施工場所

市道生麦第 108 号線（生見尾踏切道）
横浜市鶴見区生麦 3 丁目 1 番

7 新たなこ線人道橋の諸元

- (1) 幅員：4 m
- (2) 斜路付き階段：2.1m（階段部 0.75m×2、スロープ部 0.6m）
- (3) エレベーター：自転車が 2～3 台乗車可能なものを南北に 1 基ずつ

8 事業完了予定

令和 16 年 3 月末まで

9 予定概算額

踏切道廃止及び新たなこ線人道橋設置 4,500 百万円（工事費：4,500 百万円）
※事業費については、J R 東日本と協議の結果、J R 東日本が事業費の 3 分の 1 を負担することとしております。また、事業費については今後の設計で変更の可能性があります。

10 支出科目

一般会計歳出第 13 款 2 項 1 目道路特別整備費

11 事業種別

国庫補助事業 踏切道改良計画事業補助事業 補助率 5.5/10

12 想定スケジュール

事業種別	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年	令和 12 年	令和 13 年	令和 14 年	令和 15 年
詳細設計								
踏切廃止 地下埋設物移設 鉄道施設撤去								
新たなこ線人道橋整備								

13 執行体制

- (1) 道路・交通政策局建設課
 - ア 踏切道廃止及び新たなこ線人道橋の整備に関する J R 東日本との協定締結
 - イ 道路区域変更依頼
- (2) 道路・交通政策局橋梁課
 - 新たなこ線人道橋の維持管理
- (3) 道路・交通政策局施設課
 - エレベーター等の維持管理
- (4) 道路・交通政策局路政課
 - 道路区域変更に関する手続

(5) 鶴見区鶴見土木事務所

新たなこ線人道橋本体及びエレベーター等の日常管理

14 これまでの方針の変遷、既に完了した事柄

平成 28 年 3 月 31 日決裁 方針決裁	踏切直上に新たなこ線人道橋を整備。 新たなこ線人道橋整備後、既設のこ線人道橋は撤去。
用地買収（6 筆） (1) 鶴見区生麦三丁目 446-1 平成 29 年 12 月 20 日契約 (2) 鶴見区岸谷一丁目 310-9 平成 28 年 11 月 18 日契約 (3) 鶴見区岸谷一丁目 310-11 他 4 筆 平成 29 年 12 月 25 日契約	
平成 29 年 1 月 5 日決裁 方針変更	周辺の用地確保の目途が立ったことから、踏切利用者の工事期間中の負担を軽減するため、この用地を利用し、新たなこ線人道橋の設置位置を鶴見側へ変更。 完成目標年度の変更。
令和 1 年 5 月 31 日決裁 方針変更	速攻対策として既設のこ線人道橋にエレベーターを整備。 予定概算額の変更。 完成目標年度の変更。
令和 3 年 3 月 8 日決裁 方針変更	エレベーター設置期間の変更。
令和 3 年 7 月 既設のこ線人道橋への E V 設置 11 人乗り 1 基	

15 基本協定書

東海道本線川崎駅・横浜駅間生見尾踏切道廃止及び生見尾こ線人道橋拡充に関する基本協定書（案 3）のとおり

※JR 東日本と協議の結果、協定においてはこ線人道橋「拡充」としているが、協定における「拡充」と本方針における「新設」は同義として取扱うものとする。

16 基本協定書に基づく覚書

東海道本線川崎駅・横浜駅間生見尾踏切道廃止及び生見尾こ線人道橋拡充に関する基本協定書に基づく覚書（案 4）のとおり

17 添付資料

新たなこ線人道橋概略設計図（資料 1）

18 保存文書（過去の方針決裁）

- | | |
|--------------------------------------|----------------------|
| (1) 道企第 1892 号 生見尾踏切跨線人道橋整備事業 | (平成 28 年 3 月 31 日決裁) |
| (2) 道企第 951 号 生見尾踏切こ線人道橋整備事業の変更について | (平成 29 年 1 月 5 日決裁) |
| (3) 道建第 925 号 生見尾踏切こ線人道橋整備事業の変更について | (令和 1 年 5 月 31 日決裁) |
| (4) 道建第 4763 号 生見尾踏切こ線人道橋整備事業の変更について | (令和 3 年 3 月 8 日決裁) |